農林水産省「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」対応

JGAP

ジェイギャップ

Japan Good Agricultural Practice

（ 日本の 良い 農業の やり方 ）

農場用 管理点と適合基準

穀物

2012

（パブリックコメント版）

目次

JGAPの理念 p.1
JGAP審査・認証の流れ p.1
JGAP導入のステップ p.2
前版の取扱いについて p.3
著作権について p.3
免責事項 p.3
言葉の定義と説明 p.3

【JGAP基本項目：A～D】

A. 農場運営と販売管理 p.9
1．農場運営 p.9
2．計画と記録 p.11
3．販売管理とトレーサビリティ p.12

B. 食の安全 p.16
4．土・水・種苗の管理 p.16
5．農薬の管理 p.18
6．収穫・輸送にかかわる衛生管理 p.22
7．農産物取扱い（玄米工程まで） p.23

C. 環境保全型農業 p.25
9．水の管理 p.25
10．土壌の管理 p.25
11．環境負荷を低減させる取り組み p.26
12．環境を豊かにする取り組み p.30

D. 労働安全と福祉 p.31
13．作業者の安全 p.31
14．従業員の福祉 p.34

E 精米工程専用項目 p.35

F 麦専用項目 p.39

H 遺伝子組換え専用項目 p.39

参考ページ p.41

関連法令と参考文献一覧 p.45

JGAPの理念

人間と地球と利潤の間に矛盾の無い農業生産の確立と、生産・流通・消費の信頼関係構築を目指します。

日本の農場において、安全な農産物の生産、環境に配慮した農業、農業生産者の安全と福祉、適切な販売管理を実現するための手法としてJGAPは開発されました。JGAPが農場に導入されることにより、持続可能な農業経営を確立するとともに、消費者・食品事業者の信頼を確保することができるようになります。

JGAPとは日本の生産環境に適した農業生産工程管理の手法であり、日本の農業生産者と農産物流通業者の両者が協力して開発するべきものです。農業生産者が継続的に実行可能であり、且つ消費者・食品事業者が安心できる農業生産工程管理を構築する必要があります。

JGAPは農業生産者が自主的に取り組むべき経営手法である一方、その導入の達成段階は審査・認証制度を通して社会に広く認知されるべきであり、農業生産者が農産物販売において供給者としての信頼性を表現する基準としても機能すべきものです。

農産物の安全を確保して消費者を守り、地球環境を保全し、同時に持続的な農業経営を確立することがJGAPの目指す最終的な目標です。

JGAP審査・認証の流れ

JGAPは下記の3つの文書から構成されています。

① JGAP 総合規則
② JGAP 農場用 管理点と適合基準
③ JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準

導入のステップは下記の認証までの手順概要をご覧下さい。

認証までの手順概要

ステップ	１．個別審査・認証の場合	２．団体審査・認証の場合
①	「JGAP 農場用 管理点と適合基準　穀物」を理解します。	「JGAP 農場用 管理点と適合基準　穀物」、及び「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」を理解します。
②	「JGAP 農場用 管理点と適合基準　穀物」に基づく手順を構築し、運営します。	「JGAP 農場用 管理点と適合基準 穀物」及び「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」に基づく「団体・農場管理マニュアル」を作成し、それに則って運営します。
③	自己点検を行い、改善すべき点を改善します。	自己点検及び内部監査を行い、改善すべき点を改善します。内部監査は、団体事務局、共同選果場等の共同の農産物取扱い施設及び全ての農場に対して行う必要があります。
④	日本GAP協会が認定した審査・認証機関に審査を申請し、審査が行われます。管理点は全て審査され、それぞれの結果が「適合」「不適合」「該当外」のどれかに決定されます。	日本GAP協会が認定した審査・認証機関に審査を申請し、審査が行われます。管理点は全て審査され、それぞれの結果が「適合」「不適合」「該当外」のどれかに決定されます。農場の審査は、サンプリングとなります。（農場数の平方根以上で小数点を切上げた数）
⑤	指摘された不適合項目を是正し、是正報告書を審査・認証機関へ送付します。	指摘された不適合項目を是正し、是正報告書を審査・認証機関へ送付します。
⑥	審査・認証機関の判定審議の結果、下記の合格基準を満たした農場にJGAP認証が与えられます。	審査・認証機関の判定審議の結果、下記の合格基準を満たした団体にJGAP認証が与えられます。
	「JGAP 農場用 管理点と適合基準　穀物」 ⇒　該当する必須項目に１００%適合 該当する重要項目に９５%以上適合	「JGAP 農場用 管理点と適合基準　穀物」 ⇒　該当する必須項目に１００%適合 該当する重要項目に９５%以上適合
		「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」 ⇒　該当する項目に１００%適合

前版の取扱いについて

『JGAP 農場用 管理点と適合基準 穀物 2012』発効後も『JGAP 農場用 管理点と適合基準 穀物 第2.1版』による初回及び更新審査は2013年6月末まで継続します。

著作権について

① JGAP 総合規則
② JGAP 農場用 管理点と適合基準
③ JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準

この3つの文書は特定非営利活動法人日本GAP協会が作成しました。これらの著作権は、日本GAP協会に帰属します。これらの文書より二次的著作物を作成する場合は、日本GAP協会に事前に許諾を得る必要があります。

免責事項

日本GAP協会及びJGAPの審査・認証機関は、JGAP認証を取得した農場・団体が販売する農産物について、法的な責任を負いません。

言葉の定義と説明　　※『JGAP 総合規則 2012』も参照のこと

ローマ字

・**GAP**：Good Agricultural Practice の頭文字で、直訳すると「良い農業のやり方」で、「適正農業規範」や「農業生産工程管理手法」などと訳されている。農産物生産の各段階で生産者が守るべき管理基準とその実践のことで、食の安全、環境保全型農業、労働安全などの視点から適切な農場管理のあり方についてまとめられたもの。

・**JGAP**：Japan Good Agricultural Practice の頭文字で、日本の生産者、小売業者、卸業者、食品製造業者、営農指導関係者、研究者などにより作成されたGAP。日本の法律ならびに生産環境、社会環境などを考慮したGAPのこと。

・**JGAP指導員**：日本GAP協会認定のJGAP指導員基礎研修に参加し、試験に合格し登録された者のこと。

・**JGAP総合規則**：JGAPの理念と制度全般、JGAP審査・認証の規則と手順、JGAPの表示、他のGAPとの関係（同等性認証）について規則が定められている文書。

・**JGAPマーク**：日本GAP協会が使用権を持つ商標であり,食の安全、環境保全型農業、労働安全に配慮した農場管理を行う農場・団体で生産された農産物であることを表すもの。

・**POPs物質**：「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（通称POPs条約、2001年5月採択）で製造・使用が原則禁止された化学物質で、人や環境への毒性、難分解性、生物濃縮性、長距離移動性の性質を有している物質のこと。

あ行

・安全鑑定証票：独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター（以下、生研センター）が定める「安全鑑定基準及び解説」に基づいて同センターが農業機械をチェックし、一定水準以上の安全性を有するかどうか判定するもの。対象となるのは、型式検査合格証票の対象10種類以外の農業機械。

・異物：目的の農産物以外のもの。

・飲用水：水道法必須項目10項目の水質検査の結果、『水質基準に関する省令』の基準値を満たしている水。また、厚生労働省の定める放射性物質の基準にも適合している水。

か行

・該当外：その農場にとって管理点ではない項目。例えば、外部委託の無い農場は、1.3.1、1.3.2は該当外となる。管理点7の項目については、次のどちらかの場合は全て「該当外」となります。①収穫後の農産物の取扱いがその農場･団体の管理下で無い場合、②同じ施設内で他の農場の商品と区別無く扱われる場合。

・外部精度管理試験：Codex(国際食品規格)委員会による「試験室の熟練度試験」を基本とした検査機関の分析精度を確認する試験のこと。

・外来生物：もともと日本にいなかった生物で、人間によって日本に持ち込まれたもの。

・型式検査合格証票：農業機械化促進法に基づき、農業機械の性能、構造、耐久性及び操作の難易について「型式検査の主要な実施方法及び基準」による評価判定（安全性に関するチェック内容は「安全鑑定」と共通。）を生研センターが行い、合格した農業機械に貼付することが許される証票のこと。対象となるのは農用トラクター（乗用型）、農用トラクター（乗用型）用安全キャブ/フレーム、田植機、野菜移植機、動力噴霧器（走行式）、スピードスプレイヤー、ポテトハーベスター、ビートハーベスター、コンバイン（自脱型）、コンバイン（普通型）の10種類。

・慣行レベル：地域で慣行的に行われている農作物栽培における化学合成農薬及び化学肥料の使用状況のこと。各都道府県が定めている基準。

・管理点：適切な農場管理の視点から、食の安全、環境保全型農業、労働安全などについて、管理すべきポイント。

・危害要因：健康への悪影響を引き起こす可能性を持つ食品の生物学的、化学的または物理的な要因、あるいは状態。

・行政：国および地方公共団体をさす。

・国際標準化機構(ISO):規格を国際的に標準化する機構(International Organization for Standardization)。ここで定められた基準は、製品の品質や、工場および認証機関、検査機関などの管理について一定の信頼性を証明するために使われる。

・国際標準化機構(ISO)17025：国際標準化機構(ISO)で定められた試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項。国際的に、信頼できる検査機関の指標の一つとされている。

・穀物：米、麦、その他雑穀類、青果物として取り扱わない豆類やとうもろこしなど。標準JGAP品目名リストを参照のこと。

・個別審査・認証：一つの農場（法人、個人）が単独でJGAP審査・認証を受けること。

さ行

・**産業廃棄物管理票**：産業廃棄物の不適切な処理や、処理にまつわる事故を防止するために、廃棄物排出者が廃棄物に関する情報を記載する書類のこと、またはマニフェストともいう。

・**栽培**：播種、定植、施肥、剪定、更新等の農業生産者の行う圃場における収穫以外の一連の作業活動をいう。

・**作業者**：農場で農産物の生産工程に関わる全ての人。

・**作業場**：農産物取扱い施設のこと。

・**作物**：圃場で栽培（生育）中の植物を「作物」とよび、収穫後の農産物と区別する。

・**残留農薬基準**：食品衛生法に基づき、人の健康を損なうことがないよう、食品に残留する農薬等の限度量として定められたもの。

・**自己点検**：『JGAP 農場用 管理点と適合基準』で自らの農場管理を点検・確認すること。JGAPでは年に一回以上実施することが求められており、不適合項目は改善しなければならない。

・**施設**：農場管理に使用するための全ての建物、構築物及び装置を指す。施設には、例えば、農薬や肥料の保管庫、農機具の保管庫、農産物取扱い施設、トイレ等がある。

・**自然保護地**：環境省が定めた次の地域。原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園、鳥獣保護区、生息地等保護区、ラムサール条約登録湿地、世界自然遺産。

・**収穫**：作物を採取すること。

・**従業員**：農場経営者に雇用された作業者。

・**植物残渣**：収穫物で出荷に適さず廃棄されるもの、または栽培中及び収穫後に切り落とされた枝・幹・葉・根など。作物残渣ともいう。

・**使用時期(収穫前日数等)**：農薬取締法施行規則第7条第2項で表示が義務づけられているそれぞれの農薬の使用可能時期。

・**重要項目**：適合することが強く求められる管理点。

・**商品の異常**：通常の販売が不可能な商品の状態。農産物の腐り、量目不足、表示ミスなど。

・**商品の苦情**：商品の異常により販売先から指摘を受けること。

・**食の安全**：JGAPの中では農産物の安全を指す。

・**食品**：食品衛生法第4条に定める薬事法で定める医薬品及び医薬部外品を除くすべての飲食物を指す。飲食物としての最終製品でなくとも、最終製品の原料段階のものも食品と定める。従って、農産物は食品である。

・**食品衛生法に基づく登録検査機関**：食品衛生法に基づき厚生労働省に登録された検査機関。登録等に関し一定の基準が定められており、一般的にその機関による検査結果は公的なものとして取り扱われる。

・**新規圃場**：過去一年以内に使用開始した圃場、これから使用予定の圃場のこと。

・**水道法に基づく登録検査機関**：水道法に基づき厚生労働省に登録された検査機関。登録等に関し一定の基準が定められており、一般的にその機関による検査結果は公的なものとして取り扱われる。

・**スプラウト類**：発芽したばかりの新芽を食用とする野菜、かいわれだいこん、もやし、豆苗を含む。

・**青果物**：野菜と果樹、きのこ類・スプラウト類も含む。標準JGAP品目名リストを参照のこと。

・**世界保健機構（WHO）**：保健衛生問題のための国際協力を目的とする国際連合の専門機関（World Health Organization）。保健事業の指導、衛生条約の提案、情報・援助の交換などを行う。

・**総合的病害虫・雑草管理**：Integrated Pest Management（IPM)の訳語であり、病害虫の発生予察情報等に基づき、耕種的防除（伝染病植物除去や輪作等）、生物的防除（天敵やフェロモン等の利用）、化学的防除（農薬散布等）、物理的防除（粘着版や太陽熱利用消毒等）を組み合わせた防除を実施することにより、病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、かつ、その低いレベルを持続させることを目的とする病害虫管理手法。（農林水産省農林水産関係用語集）

・**組織表**：農場経営の責任者、および作業毎の責任者が明確に分かる表。

た行

・**堆肥**：植物残渣や藁などの植物資源または牛糞尿や鶏糞などの動物資源を発酵させたもの。

・**団体**：複数の農場が集まり、団体事務局を保有する組織。

・**団体事務局**：『JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準』で定められた団体統治機能を担う組織のこと。

・**団体審査・認証**：団体による農場統治の状態と、団体に所属する農場における農産物の生産工程の管理状態の両方を審査し、認証すること。

・**地方公共団体**：都道府県、市町村のこと。地方自治体ともいう。

・**適合基準**：適切な農場管理の状態について、客観的な判断基準を示したもの。

・**手順**：物事を進める順序、段取り。

・**特定農薬**：「その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬。」（農薬取締法第2条第1項）

・**特殊肥料**：農林水産大臣の指定する米ぬか、たい肥その他の肥料。（肥料取締法　第2条第2項）

・**土壌汚染地域**：土壌汚染対策法第5条第1項に基づく指定区域、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律による農用地土壌汚染対策地域、あるいはダイオキシン類対策特別措置法に基づく指定対策区域。

・**土壌処理農薬**：粒剤など直接土壌に施用し、土壌を介して植物体に農薬成分を吸収させる農薬。

・**土壌診断**：作物の収量･品質の向上、農作業のやり易さ、適正な施肥量や土壌改良資材施用量などを算出することを目的として、圃場の土壌の状態について総合的に調べること。土壌分析ともいう。

・**ドリフト**：散布した農薬が、対象とする作物以外に飛散すること。

・**土壌図**：土壌の分布を地図上に示したもので、土地資源の台帳となる。

・**トレーサビリティ**： 出荷する商品からその農産物を作った生産者が特定でき、出荷から収穫に関する情報を遡ることができ、収穫から出荷までの情報を辿ることができる。結果として、農産物に使用した種苗、肥料、農薬の記録を遡ることができる。

・**努力項目**：審査結果には影響しないが、理想的な農場管理のために積極的に取り組むことが望まれる管理点。

な行

・**認証**：農場・団体が保有する農場管理または団体管理の仕組みとその運用が、定められた基準に対して適合していることを審査・認証機関が証明すること。

・**農産物**：作物が圃場で収穫された後は「農産物」とよび、収穫前の作物と区別する。

・**農産物の安全**：農産物に関して、病原菌付着などの生物的危害、基準を超える残留農薬などの化学的危害、異物混入などの物理的危害が排除された状態。JGAPを通して、安全性の高い農産物を生産・出荷できる農場管理が実現する。

・**農場**：生産される農産物の所有権を保有し、同一の資本・経営の下で生産が行われ、共通の体制で管理されている経営体のこと。

・**農場のルール**：JGAPに基づいて定めた農場の手順（ルール）のこと。

・**農薬**：「農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。」（農薬取締法第1条の2）

・**農薬管理指導士**：都道府県が実施する、農薬の使用に関する指導者の資格。農薬指導士、農薬適正使用アドバイザーと呼称する県もある。

は行

・**廃棄物**：ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）のこと。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条）

・**廃水**：使用済みの有害物質を含んだ汚水のこと。

・**排水**：不要になった水や養液を指す。

・**発生予察情報**：病害虫の発生状況をとりまとめ、状況報告や注意喚起のために発表される情報。

・**必須項目**：法令遵守などの面から最も重要で、食の安全などに欠かすことのできない管理点。

・**ヒヤリハット**：ヒヤリ、としたり、ハッとするなど、「あわや事故になりかねない」事故寸前の危険な事例のこと。労災事故を未然に防止するための概念。

・**病原微生物**：病原体のうちで微生物であるもの。細菌や酵母、カビなど。

・**標準施肥**：都道府県が策定した施肥量の目安になる施肥の基準値や方法。

・**肥料**：「植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土じように化学的変化をもたらすことを目的として土地にほどこされる物及び植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物をいう。」（肥料取締法第2条第1項）

・**肥料等**：JGAPでは適切な農場管理の視点から、土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を肥料と合わせ肥料等と呼ぶ。

・**普通肥料**：特殊肥料以外の肥料のこと。（肥料取締法第2条第2項）

・**防除指導員**：全国農業協同組合連合会が実施する、農薬の使用に関する指導者の資格。

・**保護衣**：農薬の調製や散布時に飛散する農薬から身体を守るための服装。

・**保護具**：防除衣以外の、農薬の調製や散布時に飛散する農薬から身体を守るための装備。帽子、保護メガネ（ゴーグル）、農薬用マスク、保護手袋、ゴム長靴などがある。

・**圃場**：作物を栽培する土地及び作物を栽培するハウス等。

・**ポストハーベスト農薬**：農産物の輸送・貯蔵の過程で使用される農薬。

ま行

・**緑の安全管理士**：病害虫・雑草の防除に関する高度な知識と技術を取得し、農薬の安全・適正使用の普及ならびに指導・監督を行い得る人材として、（社）緑の安全推進協会が認定する資格。

ら行

・**労災保険**：労働者が業務上の災害や通勤による災害を受けた場合に被災労働者や遺族を保護するために必要な保険給付を行うもの。（東京労働局）

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
A 農場運営と販売管理					
1. 農場運営					
1.1 基本姿勢					
1.1.1	必須	JGAPに主体的に取り組んでいる	JGAP導入の理由や目的を説明できる。		
1.1.2	重要	整理整頓し清潔な農場を維持している	① 圃場や施設における整理・整頓・清掃が定期的に実施されている。 ② 圃場や施設には廃棄物・不要物が散乱していない。		
1.2 経営資源の管理					
1.2.1	必須	責任と権限が明確になっている	下記の責任者が明確になっている経営の組織表がある。 ① 農場の責任者(農場運営の最高責任者) ② 商品管理の責任者(管理点3.3.1参照) ③ 施肥の責任者(管理点11.1.1.1参照) ④ 農薬使用の責任者(管理点5.1.1参照) ⑤ 農薬保管の責任者(管理点5.4.1参照) ⑥ 労働安全の責任者(管理点13.1.1参照)		
1.2.2	必須	圃場・施設の基本情報がある	圃場と施設(作業場、倉庫等)について、識別可能であり、下記の最新情報が分かる一覧表がある。 ① 圃場の地番、面積(畦畔面積を含む)と所有形態、圃場の名称または圃場番号 ② 施設の地番、名称 ③ 周辺の状況が分かる圃場・施設の地図(管理点4.1.1、4.2.1参照)		
1.2.3	重要	機械を適切に整備している	① 肥料散布機、農薬散布機、および動力の付いた機械は、年1回以上の点検、整備を行い、機械の不良による労働事故、農産物汚染、土壌汚染の恐れのある油漏れや液漏れを防いでいる。 ② 機械の整備記録を作成している。 ③ 外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
1.2.4	必須	新規圃場の適性を検討している	下記の項目について検討した上で、新規圃場の使用を判断している。 ① 土地の使用履歴（管理点4.1.1参照） ② 土質 ③ 土の安全性（管理点4.1.1参照） ④ 水質 ⑤ 水の安全性（管理点4.2.1参照） ⑥ 作業の安全性（管理点13.1.2参照） ⑦ ドリフトの危険性（管理点5.5.1参照）		
1.2.5	重要	新規圃場の問題に対策を講じている	管理点1.2.4の検討の結果、問題があったが改善可能と判断した場合は、対策の内容とその結果（実効性）を記録している。		
1.2.6	努力	知的財産を保護している	① 新たに開発した技術は特許・実用新案を申請している。 ② 新たに育成した品種は、品種登録をしている。 ③ 新たにブランド化した商品名は商標登録している。		
1.2.7	努力	災害等への備えをしている	利用可能な場合には、農業災害補償制度を利用している。		
1.3 外部委託管理					
1.3.1	必須	外部委託先とJGAP遵守を合意している	播種・育苗・定植・防除・施肥・収穫・農産物取扱い（乾燥・調製・保管等）等の農産物生産工程に直接係わる作業を外部委託する場合には、委託される作業と、その作業が該当する『JGAP 農場用 管理点と適合基準』の項目に従うことの合意を外部委託先から得ている。（共同防除の場合は5.2.9を適用のこと）		
1.3.2	必須	外部委託先がJGAP遵守しているか確認している	外部委託先の作業が該当するJGAPの項目を遵守しているかどうかについて、委託者（農場）が確認している。		
1.4 農場のルール違反の改善と自己点検					
1.4.1	必須	農場のルール違反を改善している	① JGAPに関係する農場の手順（ルール）に対し、違反する事例が発生した場合の管理手順を文書化している。管理手順は、違反の内容、原因、是正内容の記録を含む。 ② 農場のルール違反が発生した場合、①の管理手順に基づき対処している。		
1.4.2	必須	自己点検を実施している（その1）	JGAPの自己点検を年1回以上行ったことが記録で分かる。		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
1.4.3	重要	自己点検を実施している（その2）	自己点検は、JGAPを充分に理解している者が行っている。		例えば下記の方法がある。 すでに認証を取得している農場の責任者が行う。 JGAP指導員と共同で行う。JGAP指導員による充分な指導のもとで農場の責任者が行う。
1.4.4	必須	自己点検の不適合を改善している	自己点検の結果、不適合だった項目を改善している。また、そのことが記録で分かる。		
2. 計画と記録					
2.1栽培計画					
2.1.1	必須	栽培計画を立てている	下記の項目を含む栽培計画を立て文書化している。⑤は栽培暦でもよい。 ① 品目及び品種 ② 圃場の名称または圃場番号 ③ 栽培面積 ④ 農薬の使用（管理点5.1.4参照） ⑤ 肥料の使用（管理点11.1.1.2参照） ⑥ 作業時期 ⑦ 収穫見込量		
2.1.2	重要	各種基準等を考慮した栽培計画を立てている	農薬と肥料に関する栽培計画は、下記を考慮して立てている。 ① 都道府県の基準（慣行レベル） ② 出荷先と交わした栽培基準 ③ 地域の防除規制日がある場合はその日程		
2.1.3	努力	連作障害の予防をしている	連作障害の可能性がある1年生作物は連作障害を防ぐ工夫をしている。		例えば、下記の方法がある。 輪作、緑肥の使用等による土作り。

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
2.2 記録管理					
2.2.1	必須	JGAPで必須となる帳票類を整備している	下記のものを整備している。括弧内は参照すべき管理点である。 作業が発生するたびに記録するもの ①農場のルール違反記録(1.4.1) ②出荷記録(3.2.2) ③収穫記録(3.2.4) ④商品の苦情・異常の記録(3.4.1) ⑤商品回収記録(3.4.2) ⑥種苗の記録(4.3.3) ⑦肥料使用記録(11.1.3.1) ⑧農薬使用記録(5.3.4) ⑨清掃記録(7.9) 年に1回以上または変更があった場合に記録・整備するもの ①組織表(1.2.1) ②圃場・施設台帳(1.2.2) ③自己点検結果(1.4.2) ④栽培計画(2.1.1) ⑤使用農薬の一覧表(5.1.4) ⑥残留農薬検査計画(3.3.6) ⑦残留農薬検査のサンプリング方法(3.3.7) ⑧作業工程の一覧表(6.1,7.1) ⑨危害要因が付着・混入する可能性のある作業の一覧表(6.2,7.2) ⑩ガラス・プラスチックの破片飛散時の対策手順(7.6) ⑪農産物の安全対策手順(6.3,7.3) ⑫廃棄物の一覧表(11.3.1) ⑬危険箇所の一覧表(13.1.2)		
2.2.2	必須	記録・帳票類を保管している	管理点2.2.1及び他の項目で求める記録・帳票類は過去3年分以上保管し閲覧可能な状態にしている。初回審査では3か月分、最初の維持審査では初回審査から維持審査までの期間に3ヶ月を加えた分、最初の更新審査では1年9ヶ月分以上を保管している。そのほかの必要な書類についても同様に保管している。		
3. 販売管理とトレーサビリティ					
3.1 販売管理					
3.1.1	努力	出荷先と契約を交わしている	① 特定の出荷先と契約している場合は、交わしている売買のとり決めの内容を記録し、可能な限り出荷先と共有している。 取り決めの内容は例えば下記がある。 出荷先、品目、規格、栽培方法、数量・重量、価格、納期、支払期日 ② 委託販売の場合は、交わしている委託のとり決めの内容を記録し、可能な限り受託者と共有している。		
3.2 商品のトレーサビリティ					
3.2.1	必須	出荷物の識別ができるようになっている	出荷する農産物を詰めた容器・包装への表示から、その農産物を作った農場と調製ロット(調製年月日、品種、産年、用途の限定、ロット番号等)が特定できる。容器・包装に表示できない場合には、送り状等に明記している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
3.2.2	必須	農産物の出荷と調製情報のつながりを確保している	① 農産物の出荷について下記の内容を記録している。 1) 品目及び品種 2) 出荷日 3) 出荷先（搬出先）名称 4) 出荷先（搬出先）住所 5) 出荷数量 6) 調製ロット 7) 用途（用途限定米穀であると確定している場合） 8) 産地 ② 出荷した農産物の調製記録を特定できる。		
3.2.3	必須	農産物の調製と収穫情報のつながりを確保している	①農産物の調製について下記の内容を記録している。 1)調製ロット（ロット番号等） 2)調製日 3)調製数量 4)調製に使用した収穫ロット ② 調製に使用した農産物の収穫記録を特定できる。		
3.2.4	必須	農産物の収穫情報を記録している	農産物の収穫について下記の内容を記録している。 1)品目及び品種 2)収穫日 3)収穫数量 4)圃場番号または圃場名 5)用途（用途限定米穀であると確定している場合） 6)収穫ロット（圃場番号、収穫日、ロット番号等）		
3.2.5	必須	JGAP認証農産物の識別管理をしている	JGAP認証農場で生産された農産物と、そうではない農産物がある場合、現場で識別管理ができており、記録から確認できる。		例えば、下記の対策を実行している。 JGAP認証農場で生産された農産物でない農産物の製造後に、JGAP認証農場で生産された農産物を製造する場合には、確実に稼働状況の把握及び設備機械の清掃を実施し、その記録を残している。
3.2.6	必須	用途限定米穀、食用不適米穀を適切に取り扱っている	①「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」及び「米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令」に基づき用途限定米穀、食用不適米穀を適切に取り扱っている。 ②そのための情報の収集、担当者への教育・研修を行っている。		
3.2.7	重要	用途限定米穀は区別して管理している	用途限定米穀は他の米穀と混ざらないよう区分して管理している。用途限定米穀を保管する場合は、用途ごとに別棟または別はいで保管し、用途があきらかとなるよう票せんにより掲示している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
3.2.8	重要	用途限定米穀を適切に販売している	用途限定米穀を販売するときは、下記を遵守している。 ①包装または容器（やむを得ない場合は送り状）に、その用途を示す表示をつけている。 ②その用途に確実に供すると認められる事業者に対してのみ販売している。 ③他の用途への転用の禁止、および違約金その他の契約の履行を担保する措置を販売先との契約に盛り込んでいる。		
3.2.9	重要	食用不適米穀は区別して管理している	食用不適米穀は他の米穀と混ざらないよう区分して管理している。用途限定米穀を保管する場合は、用途ごとに別棟で保管し、用途があきらかとなるよう「はい票せん」により掲示している。かびの胞子の拡散を防止するために被覆などの措置を講じている。		
3.2.10	重要	食用不適米穀を適切に処分している	食用不適米穀を処分するときは、下記のいずれかの方法をとっている。 ①廃棄 ②食用以外の用途に確実に供すると認められる事業者に直接譲渡している。譲渡する際には下記の措置を講じている。 イ　魚粉（食用に供することができるものをのぞく）との混合、ロ　着色、ハ　食用不適米穀を用いて食用に供しない物資の加工または製造を行う施設について、その構造上、投入した原材料が加工または製造の過程において通常取り出せないようになっている場合において、当該施設の原材料投入口に当該食用不適米穀が投入されたことを確認する。 ③自ら食用に供しない物資の加工または製造に使用する		
3.3商品管理・残留農薬検査・放射能検査					
3.3.1	必須	商品管理の責任者がいる	商品管理の責任者が明確になっており、下記の業務を統括している。（管理点1.2.1参照） ① 農産物の規格・等級の管理 ② 梱包・包装・容器及び商品の重量・数量等を含む出荷仕様の管理 ③ 商品の表示の管理 ④ 農産物の安全や品質の確保 ⑤ 商品に関する苦情および商品の回収への対処 ⑥ 包装資材の管理		
3.3.2	重要	商品への不良粒の混入を防いでいる	商品に胴割れ米などの不良粒が混入しないような対策をとっている。農産物検査法に基づく国の検査を受けている、あるいは自主的な確認を行っている。		
3.3.3	必須	正確な計量をしている	①重量の表示を行っている場合、出荷用に使用している秤が正確に計量できることを定期的に確認している。 ②水分計は、正確に測れることを定期的に確認している。		②の例として、農産物検査法のやり方を参考にしている。

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
3.3.4	必須	JGAPマークを正しく表示をしている	① JGAPマーク使用許諾書を持っている。 ② JGAP総合規則に従って使用している。		
3.3.5	必須	残留農薬の基準を把握している	① 農産物が取引される国の最新の残留農薬基準の情報を入手している、または入手方法を知っている。 ② 農産物が取引される国の残留農薬基準を考慮して農薬を使用している。		②の例として、必要に応じて農薬を変える、残留農薬検査の結果を活用する等がある
3.3.6	必須	残留農薬検査の計画を立てている	① 残留農薬検査の計画が文書化されている。 ② 残留農薬検査の計画は農場内で使用した農薬及びドリフトの可能性がある農薬のうち、もっとも残留の可能性が高いと思われる品目・農薬成分・収穫時期・場所からサンプルを選んでいる。		残留の可能性の判断基準としては、以下のものがある。収穫から最も近い時期に散布した成分、使用回数の多い成分、作物に対して残留しやすいという知見のある成分。
3.3.7	必須	残留農薬検査を実施している	管理点3.3.6の計画に基づき、年に1回以上残留農薬検査を行い、農薬の使用が適正であることを確認している。サンプリング方法を記録し、検査記録を保管している。		
3.3.8	重要	信頼のおける検査機関に依頼している	残留農薬検査を行う検査機関は、下記のいずれかを満たしている。 ① 食品衛生法に基づく登録機関、ISO17025認定機関 ② 年1回以上、外部精度管理試験に参加しており、適切な精度管理を行っている機関 ③ 日本GAP協会が推奨する検査機関		
3.3.9	必須	放射能への対応策をとっている	原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の対象地域に自農場がある場合、出荷する商品について、放射能に対する安全性を説明できる。説明手段には、例えば、自己の圃場が属する地方公共団体の見解や自主検査結果を活用している。		
3.4 商品の苦情および商品の回収					
3.4.1	必須	商品の苦情、商品の異常へ適切に対処している	① 商品に関する苦情及び異常が発生した場合の管理手順がある。 ② 商品に関する苦情及び異常の内容と商品に対する処置、原因、是正内容を記録している。 ③ 商品の回収の必要性を判断し、必要な場合は、管理点3.4.2を用いている。		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
3.4.2	必須	適切に商品を回収をしている	① 商品の回収（残留農薬基準違反、放射性物質の基準値超過、JAS法に基づく表示違反を含む）に関する以下の作業の手順が文書化されている。 ・該当する出荷商品（ロット）の特定（管理点3.2.2参照） ・影響がある出荷先及び関係機関（保健所、農林事務所、JA等）への連絡と相談 ・商品回収と応急処置（代替品の手配等） ・回収された商品の処置 ・発生原因の追究と是正処置 ・審査・認証機関への報告 ② 事故が起きた場合は①の作業の手順に基づき対処し、結果を記録している。 ③ 年に1度、作業の手順を見直している。		
3.4.3	努力	食品安全や衛生管理の新たな知見・情報を集めている	商品管理の責任者は、専門誌、書籍または研修会等を通じて、収穫から出荷までの食品安全や衛生管理に関する知識や情報を入手し、業務に役立てている。		
B 食の安全					
4. 土、水、種苗の管理					
4.1 土の管理					
4.1.1.	重要	土壌の安全性を確認している	① 行政の通知・指定による土壌汚染地域にある圃場は行政の指導に従っている。 ② 管理点1.2.2の③周辺の状況、これまでの圃場の使用履歴（ドリン系農薬などのPOPs物質の残留、重金属、放射性物質等）、客土等から、土壌汚染が心配される場合には、土壌分析等を実施して安全性を確認している。 ③ 問題が発見された場合は行政に相談し、その指示に従って対応している。		
4.1.2	必須	カドミウム濃度の低減対策を行っている	高濃度のカドミウムを含む米穀が生産される可能性がある地域では、下記の対策をとっている。 ①出穂前後3週間のカドミウム吸収抑制のための湛水管理を行っている。 ②土壌の酸性度を中性に近づける施肥を行っている。		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
4.2 栽培中に使用する水の管理					
4.2.1	重要	栽培中に使用する水の安全性を確認している	下記の情報を参考に、栽培中に使用する水に農産物に危害を与える要因が無いか年1回以上確認している。 ① 管理点1.2.2の③周辺の状況 ② 取水場所の周辺で行われた地方公共団体等による河川や井戸等の水質調査の結果（環境放射能水準調査結果を含む）		
4.2.2	重要	栽培中に使用する水の問題に対策を講じている	上記の確認の結果、危険性が高いと判断される問題点については、水質検査を実施後、対策を講じている。		
4.3 種苗の選択と管理					
4.3.1	重要	品種の選択の理由を説明できる	多様な視点から品種を選択し、その品種を選んだ理由を説明できる。 選択理由としては例えば下記のようなものがある。 土地や気候に適した品種、販売力、耐病性、耐虫性、農薬や肥料の使用量が少ないもの。		
4.3.2	必須	品種登録制度を守っている	登録品種の種苗については許諾を得て栽培している。		
4.3.3	必須	種苗の入手元を記録している	① 種苗を購入した場合、品種名、生産地、販売者、使用農薬（種子消毒等）の成分と使用回数が記載された証明書等を保管している、あるいは記録している。 ② 自ら採種している場合、種苗の圃場・採種場所を記録している。 ③ 種苗に農薬を使用した場合、管理点5.3.4に従って記録している。 ④ 施肥を行った場合には管理点11.1.3.1に従って記録している		
4.3.4	重要	播種、定植を記録している	播種または定植について下記を記録している。 ① 播種または定植の方法 ② 播種日または定植日 ③ 圃場の名称または圃場番号		
4.3.5	必須	種子の混入を防いでいる	①複数品種の播種を行う際、混入が起こらないように播種機の清掃を行っている。 ②育苗は、異品種混入防止のために育苗箱の分別管理をしている。 ③田植え時に異品種混入防止対策をとっている。		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
5. 農薬の管理					
5.1 農薬の選択・計画					
5.1.1	必須	農薬使用の責任者がいる	① 農薬の選択と使用計画の立案、使用の指示を行う責任者が特定されている。(管理点1.2.1参照) ② 農薬使用の責任者は、農薬使用に関して、農薬管理指導士、普及指導員、農協の防除指導員、緑の安全管理士または都道府県がこれらと同等と認める資格を持っている。あるいは、これらの資格者の助言や病害虫防除所、普及指導センターの助言や講習を受けている。		例えば、助言者の携帯番号を控えている、資格証のコピーをもらっている。
5.1.2	重要	農薬に関する最新情報を収集している	農薬使用の責任者は、防除作業の安全・省力化を図るために、農薬の知識を高める努力をしている。		例えば、農薬の講習会の受講、インターネットなどから農薬の最新情報を入手する
5.1.3	必須	農薬使用を必要最低限にしている	農薬使用の責任者は耕種的防除・生物的防除・物理的防除および化学的防除を適切に組み合わせることにより病害虫による被害を抑え、作全体での農薬使用回数を削減している。(総合的病害虫・雑草管理(IPM: Integrated Pest Management))		例えば下記の取り組みを行っている。 ① 病害虫を事前に予防するための工夫を行っている。 ② 病害虫の発生状況を的確に把握し、防除方法やタイミングを決定するための情報を収集している。 ③ 病害虫の発生状況に基づいて必要最低限の農薬散布を行っている。 ④ 種子消毒や育苗箱処理により本圃での農薬使用を削減している。
5.1.4	必須	農薬使用計画を立てている	農薬使用の責任者は下記を満たした農薬使用計画を立てている。 ① 散布する予定の農薬の商品名、有効成分、適用作物、適用病害虫を書いた使用農薬の一覧表がある。地方公共団体や農協等が発行した最新の防除暦でもよい。 ② 使用する農薬の使用回数、総使用回数、使用時期(収穫前日数等)の基準を満たす計画となっている。		
5.1.5	重要	耐性・抵抗性の発生を防いでいる	過去に使用した農薬を把握し、病害虫や雑草の耐性が生じないような防除計画を立てている。ラベルに指示がある場合はそれに従っている。		
5.1.6	重要	農薬の土壌残留を考慮している	水稲の育苗箱に農薬を施用した場合、育苗ハウスでの後作は残留農薬基準違反にならないように考慮している。		例えば、農薬メーカーに問い合わせている。

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
5.2 農薬の準備・使用					
5.2.1	必須	農薬使用の責任者が農薬の準備・使用を管理している	農薬を使用する作業者は、農薬使用の責任者の許可無く、農薬を準備・使用していない。もしくは、使用できない仕組みになっている。		
5.2.2	必須	適切な農薬を選んでいる（国内）	生産国において登録がある農薬のみ使用している。日本の場合、農林水産省に登録されている農薬のみ使用している。		
5.2.3	必須	適切な農薬を選んでいる（輸出）	輸出用農産物は、輸出先で使用禁止の農薬が定められている場合、それに従っていることを確認できる。		
5.2.4	必須	使用回数・総使用回数及び使用時期を遵守している	農薬を使用する直前に下記を確認している。 ① 使用回数・総使用回数は記録を確認し、基準を超過していないことを確認している。 ② 使用時期（収穫前日数等）は収穫予定日等から計算し、問題がないことを確認している。		
5.2.5	必須	ラベルの表示内容を確認している	① 使用方法（散布・灌注等）、適用作物、適用病害虫、希釈倍数、使用量について、ラベルの指示に従っている。 ② 農薬の現地混用は控えている。混用が必要な場合は、混用事例集を活用し、ラベルの指示に従っている。 ③ 最終有効年月を過ぎた農薬は使用しない。 ④ 上記以外について、ラベルに記載された使用上の注意がある場合は、その指示に従っている。		
5.2.6	重要	農薬散布機の使用前点検をしている	① ノズル、ホース、接合部のチェック等を行い、試運転を行うことで正確に散布できることを確認している。 ② 農薬散布器具が充分に洗浄されていることを確認している。		
5.2.7	重要	農薬を適切な場所で準備している	① 農産物や環境に危害の無い場所で農薬を調合している。 ② こぼれた時の対応として、ほうき・ちりとり・ゴミ袋等を用意している。		
5.2.8	必須	農薬を正確に計量・調製している	① 秤、計量カップ等の農薬を正確に計量できる器具を使用している。 ② 平らな場所で水を準備し、正確に希釈している。 ③ 計量カップ等は使用後、3回以上すすぎ、すすいだ水は散布機のタンクに希釈用の水の一部として戻している。 ④ 栽培面積から必要な散布液量を計算し、散布液や散布薬（粒・粉）が残らないよう調整している。（管理点5.3.1参照）		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
5.2.9	必須	共同防除による農薬散布が適切であることを確認している	共同防除による農薬散布を行う場合、防除組合等の散布手順がJGAPに適合していることを共同防除利用指針等で確認している。		
5.3 農薬の片付け・記録					
5.3.1	重要	農薬散布後の残液を適切に処理している	① 調合した薬液は、対象圃場で使い切るようにしている。(管理点5.2.8参照) ② 農薬散布後の残液の処理は、地方公共団体の指導に従っている。 ③ 種子消毒の廃液は適切に処理している。		③について例えば下記の方法がある。 ・産業廃棄物処理業者に処理を委託する。 ・廃液処理設備を導入し、これにより適切に処理する。 ・薬剤による浸漬処理法から、粉衣処理法、塗沫処理法、吹き付け処理法等に切り替える。
5.3.2	必須	散布設備を洗浄している	① 散布設備に農薬が残らないような洗浄手順を決めた上で、散布後は速やかに散布機、ホース、ノズル、接合部及びタンクを洗浄している。 ② 散布設備を洗浄する場所を特定している。 ③ 薬剤の付着した状態で、タンク等を他の目的に使用していない。		
5.3.3	重要	散布設備の洗浄水を適切に処理している	散布設備を洗浄した廃水の処理は、地方公共団体の指導に従っている。地方公共団体の指導がない場合には、自分の管理する場所で、農産物や水源に危害がなく作物を植えることのない場所へしみ込ませるようにしている。		
5.3.4	必須	農薬使用を記録している(その1)	農薬使用について、下記の項目を記録している。(管理点5.1.4参照) ① 対象作物または品種(農薬登録における適用作物名) ② 使用場所 (圃場の名称または圃場番号) ③ 使用日 ④ 農薬の商品名及び有効成分名 ⑤ 希釈する農薬の場合には希釈倍数と散布液量、希釈しない農薬の場合には10aあたりの使用量 ⑥ 使用時期(収穫前日数等)		
5.3.5	重要	農薬使用を記録している(その2)	農薬使用について、下記の項目を記録している。④は組織表からの引用が分かるようになっているのでもよい。(管理点1.2.1、5.1.4参照) ① 作業者名 ② 使用目的(適用病害虫・雑草名) ③ 使用方法(散布機等の機械の特定を含む) ④ 農薬使用の責任者名		
5.3.6	必須	農薬の適正使用を確認している	農薬使用計画と農薬使用記録を対比させ、計画外の使用で使用回数などに問題がないか、農薬使用のたびあるいは当該圃場の出荷直前に確認している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
5.4 農薬の保管					
5.4.1	必須	農薬保管の責任者がいる	① 農薬保管の責任者が特定されている。(管理点1.2.1参照) ② 農薬保管の責任者が農薬保管庫の鍵を管理し、誤使用や盗難を防いでいる。		
5.4.2	必須	農薬の保管条件は適切である(その1)	① 毒物・劇物の保管庫は強固であり施錠されている。 ② 農薬は、購入時に入っていた容器のままで保管されている。容器が壊れてしまった場合、新しく入れ替えた容器には元の容器のラベル表示が書き写されている。		
5.4.3	重要	農薬の保管条件は適切である(その2)	① 開封した農薬は、蓋や開け口がきちんと閉められており、こぼれないようになっている。 ② 農薬同士がこぼれた際に混ざらないように、液状のものは粉剤・粒剤・水和剤の上に置かない、もしくはトレー等を利用している。 ③ 作物に使用するもの、作物以外に使用するもの(除草剤や圃場外に限って使用が許可されているもの)を分けて保管し、誤用を回避している。 ④ 農薬流出に対処するため、内容量にあったトレーや囲いを用意している。流出した農薬を清掃するための専用の砂・ほうき・ちりとり・ごみ袋等が用意されている。 ⑤ ラベルで要求されている温度条件が保たれている。 ⑥ その他ラベルに記載された保管上の注意がある場合は、その指示に従っている。 ⑦ 立ち入り可能な保管庫の場合、通気性がある。 ⑧ ラベルが読める程度の明るさがある。 ⑨ 農薬及び農薬準備・散布に必要な器具以外のものは置かれていない。 ⑩ 危険性を警告する表示がされている。 ⑪ 普通物の農薬の保管庫は強固であり施錠されている。 ⑫ 農薬の保管庫の棚が農薬を吸収・吸着しないような対策が採られている。		
5.4.4	必須	農薬の最終有効年月を管理している	最終有効年月を過ぎた農薬は誤使用を防ぐため、分別して保管している。(管理点5.2.5参照) 廃棄する場合は、管理点11.3に従っている。		
5.4.5	重要	農薬の在庫を管理している	① 農薬の在庫は台帳で確認できる。 ② 台帳には、入庫ごと・出庫ごとの記録がつけられており、記録から実在庫が確認できる。 ③ 開封・未開封が識別管理されている。 ④ 年1回以上在庫台帳と実在庫の検証(棚卸し)を行っている。検証の際に誤差があればその原因を追求している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
5.5 農薬のドリフト（飛来、飛散）					
5.5.1	必須	ドリフトの危険性を認識している	自分の圃場を含む周辺圃場で栽培されている作物を把握し、そこからの農薬のドリフトの危険性について認識している。（管理点1.2.2の③参照） 灌漑用水を通じての農薬の流入などについての危険性も認識している。		
5.5.2	重要	ドリフト対策を講じている	周辺の生産者とコミュニケーションをとることによって、周辺地からのドリフト対策を行っている。コミュニケーションの内容としては、農薬散布や収穫時期の連絡、散布方法を話し合う等がある。 コミュニケーションで改善しないドリフトについては、緩衝地帯をもうける・防風ネットを設ける等他の対策を行っている。 対策については管理点13.1も参照している。		
6. 収穫・輸送（圃場から農産物取扱い施設まで）					
6.1	必須	収穫と農産物取扱い施設までの輸送について作業の工程を文書化している	収穫と、圃場から農産物取扱い施設までの輸送について、作物ごとに作業工程を文書化している。文書化した作業工程は、作業内容、作業場所、器具、機械が明確になっている。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、作業工程の文書を修正している。		
6.2	必須	作業工程と危害要因について検討している（収穫・輸送）	管理点6.1の作業工程を元に、危害要因を決定し、その危害要因が付着・混入する可能性を作業工程ごとに検討し、文書化している。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、再検討をしている。 ※危害要因には例えば以下があり得る。 a.生物学的危害要因：昆虫、ねずみ族、他の動物等 b.化学的危害要因：カビ毒等の自然毒、農薬・洗剤・油類等の化学物質 c.物理的危害要因：ガラス片・金属片・プラスチック片・石・砂・木片・雑草等異物、放射性物質		例えば、下記の方法がある。 石については倒伏や病害虫による被害を受けた圃場の農産物は仕分けしている。 雑草については、刈り取り前に雑草を抜き取っている。
6.3	必須	作業工程ごとに農産物の安全を確保する対策を立てている（収穫・輸送）	管理点6.2の検討を元に、農産物の安全を確保するための対策・ルール・作業手順を各工程ごとに作成して文書化（表示・掲示でも良い）している。 各工程の作業内容、作業場所、器具、機械それぞれの観点から対策を検討している。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、対策・ルール・作業手順の再検討をしている。		
6.4	必須	対策・ルール・作業手順を周知し、実施している（収穫・輸送）	① 商品管理の責任者が管理点6.3で定めた対策、ルール、手順を農場の責任者も含む作業者全員に周知・指導している。 ② 作業者が対策、ルール、手順を定められたとおり実施していることを商品管理の責任者が確認している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
6.5	必須	異品種の混入を防いでいる(収穫)	収穫時に異品種の混入を防ぐ仕組みがあり、実施している。		例えば、下記の対策を実行している。 ①異なる品種を収穫する際にはコンバイン等の清掃を徹底している。 ②運搬時に混入しないよう運搬車などの清掃を徹底している。
7. 農産物取扱い(乾燥・調製・選別・保管・包装・出荷)(玄米製造工程まで)					
7.1	必須	農産物取扱いの作業工程を書き出している	農産物取扱いに関する作業について、作物ごとに作業工程を文書化している。文書化した作業工程には、作業内容、作業場所、器具、機械が明確になっている。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、作業工程の文書を修正している。		
7.2	必須	作業工程と危害要因について検討している(農産物取扱い)	管理点7.1の作業工程を元に、危害要因を決定し、その危害要因が付着・混入する可能性を年1回以上作業工程ごとに検討し、文書化している。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、再検討をしている。 ※危害要因には例えば以下があり得る。 a.生物学的危害要因:昆虫、ねずみ族、他の動植物等 b.化学的危害要因:カビ毒等の自然毒、農薬・洗剤・油類等の化学物質 c.物理的危害要因:ガラス片・金属片・プラスチック片・石・砂・木片等、放射性物質		
7.3	必須	作業工程ごとに農産物の安全を確保する対策を立てている(農産物取扱い)	管理点7.2の検討を元に、農産物の安全を確保するための対策・ルール・作業手順を各工程ごとに作成して文書化(表示・掲示でも良い)している。 各工程の作業内容、作業場所、器具、機械それぞれの観点から対策を検討している。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、対策・ルール・作業手順の再検討をしている。		
7.4	必須	対策・ルール・作業手順を周知し、実施している (農産物取扱い)	① 商品管理の責任者が管理点7.3で定めた対策、ルール、作業手順を農場責任者も含む作業者全員に周知・指導している。 ② 作業者が対策、ルール、作業手順を定められたとおり実施していることを商品管理の責任者が確認している。		
7.5	必須	異品種の混入を防いでいる(農産物取扱い)	農産物取扱い工程において異品種の混入を防ぐ仕組みがあり、実施している。		例えば、下記の対策を実行している。 ①貯留ビン・搬入設備等に残留した原料の除去や清掃を徹底している。 ②品種ごとに搬入日を変更している。

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
7.6	必須	適切な施設で農産物を乾燥・選別・包装している(その1)	農産物を乾燥・選別・包装する施設は下記の項目を満たしている。 ① 作業場と区別されたところに清潔なトイレ・手洗い場がある。トイレ・手洗い場には清潔な水・石けん・タオル類が常備され、手洗いのルールが表示されている。 ② 農薬・家庭用殺虫剤・肥料・燃料を置いていない。 ③ 農産物が通過するライン上にある照明は、壊れた時に破片が飛び散らないようになっているか飛び散った際に影響を及ぼさないようになっている。飛散時の対策手順(ガラスやプラスチックの破片の処理手順等)を文書化している。照明は作業に適した明るさが確保されている。 ④ 管理点7.2の検討結果に基づき、その他の施設の問題点に対処している。		
7.7	重要	適切な施設で農産物を乾燥・選別・包装している(その2)	農産物を乾燥・選別・包装する施設は下記の項目を満たしている。 ① 包装資材を清潔に保管している。 ② 包装資材の誤使用を防ぐ工夫をしている。 ③ 定期的に整理・整頓・清掃されており清潔である。 ④ 農産物に接触する可能性のある清掃用品や潤滑油は食品業界で使用が許可されているものを使用し、使用上の注意を遵守している。 ⑤ 清掃用品や潤滑油は、農産物と離れた場所に置かれている。 ⑥ 動物(ペットを含む)や害虫の侵入を防ぐための対策がとられている。 ⑦ 喫煙・飲食場所を作業場と区別してもうけている。 ⑧ 廃棄物は出荷する農産物と区分され、適切に処理されている。 ⑨複数品種を取り扱う場合、明確に区別できるだけのスペースが確保されている。		
7.8	重要	農産物の水分含量を管理している	農産物の水分含量が適切になるよう管理している。		例えば、下記の対策を実行している。 水分計を用いて穀粒水分を確認し、適切な水分含量になるよう取り扱っている。乾燥機は、正確に測れるよう定期的に整備している。
7.9	必須	適切な施設で農産物を保管している	①倉庫内は適切な温度と湿度が保たれている。 ②結露が起こらないようにしている。 ③定期的に清掃されており清潔である。 ④農産物貯蔵以外の目的で使われていた場所は、使用前に徹底して清掃し、その記録が残されている。 ⑤動物(ペットを含む)や害虫の進入を防ぐための対策がとられている。入ってしまった場合の駆除対策がある。 ⑥床は乾燥している。 ⑦7.2の検討結果に基づき、その他の問題点に対処している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
C 環境保全型農業					
9.水の管理					
9.1	必須	灌漑用水の取り決めを守っている	灌漑用水に関する土地改良区等の取り決めや地方公共団体の指導、許可制度がある場合はそれに従っている。		
9.2	重要	農薬による水質悪化を防いでいる	使用した農薬により地下水や河川の水質が悪化しないようにしている。 ① 農薬使用を必要最低限にしている。(管理点5.1.3参照) ② 水田からの農薬流出を防止する対策をとっている。(管理点5.3.1参照) ③ 散布設備の洗浄水を適切に処理している。(管理点5.3.3参照) ④ 種子消毒の廃液を適切に処理している。(管理点5.3.1参照)		②は例えば下記の方法がある。 ラベルを確認し止水期間を1週間程度とっている。畦畔等を整備し、漏水を防いでいる。降水量が多くなる恐れがある場合には、農薬の使用を中止している。農薬散布後の残液を適切に処理している。
9.3	重要	肥料による水質悪化を防いでいる	① 使用した肥料等の硝酸塩やリン酸が地下水や河川を悪化しないように、適切な施肥設計や側条施肥、緩効性肥料の活用による施肥量の削減や施肥時期の調整、その他の対策を講じている。(管理点11.1.1.2参照) ② 保管している肥料・堆肥からの流出物による水質悪化を防いでいる。(管理点11.1.1.2、11.1.1.5参照) ③ 水田代かき後の濁水流出防止の対策を実施している。		③は例えば、浅水の状態での代かきの実施、あぜ塗りの実施などがある。
10. 土壌の管理					
10.1	必須	よい土作りを行っている	土壌図の利用などにより圃場の土壌特性を把握し、持続的な土地利用のための土作りを行っている。		例えば下記の方法がある。 堆肥の施用、緑肥の栽培、クリーニングクロップの作付、適切な土壌改良資材の使用、畑作における耕盤破壊、適地における不耕起栽培の実施。
10.2	重要	土壌流出を防いでいる	水や風による土壌流出を食い止めるような耕作技術を利用している。		例えば、下記の方法がある。 土壌の透水性改善、草生栽培等の被覆作物の栽培、冬作物の栽培等による裸地期間の最小化、植生帯の設置、等高線栽培、風向きを考慮した畝立の実施、防風林の設置、適地における不耕起栽培。

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
11. 環境負荷を低減させる取り組み					
11.1 肥料等（土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布材、堆肥を含む）の管理					
11.1.1 肥料等（土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布材、堆肥を含む）の選択・計画					
11.1.1.1	必須	施肥の責任者がいる	① 農場の中で、肥料の選択と使用計画の立案と使用の指示を行う責任者が特定されている。（管理点1.2.1参照） ② その責任者は肥料に関するメーカー、販売店、行政機関、農協等が開催する講習を受けたことが分かる資料がある。 もしくは、普及指導センターや農協、施肥技術指導員の助言を受けている。		
11.1.1.2	必須	適切な施肥設計を行っている。（その1）	都道府県・農協の基準（標準施肥量・栽培暦）と土壌診断から施肥設計を行い、品質向上や環境保全に役立てている。土壌診断は、少なくとも数年に1度行い、ケイ酸（水稲のみ）・りん酸・加里・石灰・苦土・pHについて実施している。		
11.1.1.3	努力	適切な施肥設計を行っている。（その2）	土壌診断においてCEC・鉄・マンガン、窒素を測定している。		
11.1.1.4	重要	肥料成分を把握している（その1）	① 購入した肥料等はその成分表（窒素・りん酸・加里・アルカリ分・微量要素等）、普通肥料においては保証票を保管している。 ② 購入先を把握している。		
11.1.1.5	重要	肥料成分を把握している（その2）	堆肥を使用する場合は、その養分寄与も考慮している。 ①購入した堆肥はその成分表を保管している。 ②購入先・入手先を把握している。 ③自家製堆肥など、成分表のないものについては、おおよその成分量を把握している。		③について例えば下記の方法がある。散布後に土壌診断を行う、原料別堆肥の標準的な成分量から推計する。
11.1.1.6	必須	人糞、生の家畜糞を使用していない。	人糞、生の家畜糞を使用していない。（肥料登録のある汚泥肥料をのぞく）		
11.1.1.7	重要	肥料等の安全性を確認している（化学的危害）	普通肥料以外の肥料等は、有害な重金属・化学物質による汚染に関し、販売元から証明書を入手する等により安全性を確認している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
11.1.1.8	重要	肥料等の安全性を確認している（生物学的危害）	普通肥料以外の肥料等を使用する場合は、下記の方法により病原微生物等による問題を防いでいる。 ① 証明書等により原材料、製造方法を把握している。 ② 堆肥は発酵温度を60℃以上に保つ等して発酵熱による病原微生物や雑草の種子、寄生虫卵等を殺滅している。		
11.1.1.9	重要	肥料等の安全性を確認している（放射能）	使用する肥料等に含まれる放射性物質が国の基準を超えていないことを確認している。		確認の方法としては、メーカーに証明書を出してもらう、自作の場合は都道府県に相談する、などがある。
11.1.2 肥料等（土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布材、堆肥を含む）の準備・使用					
11.1.2.1	重要	肥料散布機の使用前点検をしている	肥料散布機の試運転を行うことで正確に散布できることを確認している。		例えば、散布口の詰まりがないことを確認している。
11.1.3 肥料等（土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布材、堆肥を含む）の使用記録					
11.1.3.1	必須	肥料等の散布を記録している	施肥について下記の内容を記録している。③の肥料等の成分については肥料リスト等で確認するのでもよい。 ① 施肥した場所（圃場の名称または圃場番号）（1.2.2参照） ② 施肥日 ③ 肥料等の名称と成分 ④ 施肥量 ⑤ 施肥方法（散布機械の特定を含む） ⑥ 作業者名		
11.1.4 肥料等（土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆肥を含む）の保管					
11.1.4.1	必須	発熱・発火・爆発の恐れがある肥料は適切に保管している	発熱・発火・爆発の恐れがある肥料（硝酸アンモニウム、硝酸カリウム、硝酸カルシウム、硫黄粉末、生石灰）を保管している場合は、肥料の販売店・メーカーに保管方法を確認している。		
11.1.4.2	必須	肥料等を適切に保管している	肥料等は農産物、種苗、包装資材、収穫容器、農薬と接触しないように、また水源を汚染しないところに保管されている。		
11.1.4.3	重要	梱包された肥料等を適切に保管している	梱包された肥料等の保管場所は下記の項目を満たしている。 ① 覆いがあり、肥料が日光、霜、雨、外部から流入する水の影響を受けないようにしている。 ② きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料がない。 ③ 肥料等を直接土の上に置いていない。 ④ 農薬入り肥料、石灰窒素は他の肥料等と区別して管理している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
11.1.4.4	努力	農薬入り肥料・石灰窒素は農薬に準じた保管をしている	農薬入り肥料・石灰窒素の保管は管理点5.4.2、5.4.3、5.4.4、5.4.5の項目を満たしている。		
11.1.4.5	努力	堆肥を適切に保管している	堆肥の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等）でつくり、風雨を防ぐ覆いや側壁を設け、流出液による水源汚染を防いでいる。		
11.1.4.6	重要	肥料等の在庫を管理している	① 肥料等の在庫は台帳で確認できる。 ② 台帳には、入庫ごと・出庫ごとの記録がある。記録から実在庫が確認できる。但し、計量が困難な肥料等については、何らかの方法でその在庫を把握する工夫をしている。 ③検証の際の誤差について、判断する基準が設けられている。		
11.2 周辺地への配慮					
11.2.1	必須	周辺への農薬ドリフトを防いでいる	周辺地へ農薬のドリフト（飛散）を防ぐ対策をとっている。また、散布時の天候状況の記録を残している。 土壌くん蒸剤を使用する場合は、ラベルに従い被覆等をしている。		例えば、下記の方法がある。 散布量が多くなりすぎないようにする、風の強さ・風向きに注意する、散布の方向や位置に注意する、細かすぎる散布粒子のノズルを使用しない、散布圧力を上げすぎない、飛散しにくい剤型（粒剤等）の農薬を使用する、近隣生産者とコミュニケーションを取る、緩衝地帯をもうける。水田での農薬使用はラベルに従い止水期間を設ける。ラジコンヘリコプターを用いて行う場合、操縦などに注意を払う。
11.2.2	必須	産業廃棄物による汚染を防いでいる	水源や土壌を汚染する可能性のある廃棄物を圃場に入れていない。		
11.2.3	努力	排水を適切に管理している	圃場や施設で発生する排水が、周辺の圃場や住宅に被害を与えないような対策をとっている。		
11.2.4	努力	虫害・臭害を防いでいる	作物、廃棄物、肥料等に集まる虫や臭いが周辺地に被害を与えないようにしている。		例えば、下記の方法がある。 住宅や農産物取扱い施設から離れた場所で保管する、シートで覆う、堆肥の場合は戻し堆肥を利用する等して発酵を促進している。野焼き、藁焼きをさける。
11.2.5	努力	騒音を防いでいる	施設で発生する騒音により周辺地に被害を与えないようにしている。		
11.2.6	努力	ほこりの飛散に注意をしている	施設から発生するほこりにより周辺地に被害を与えないようにしている。		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
11.3 廃棄物の適切な処理と減量・リサイクル					
11.3.1	必須	適切に廃棄物の保管と処理を行っている	① 農場から出る廃油、廃プラスチック、植物残渣、その他環境を汚染する可能性のある廃棄物を一覧表に書き出し、処理方法と保管場所を明確にしている。 ② 廃棄物は地方公共団体の指導に従い、適切に保管・処理している。 ③ 使用済み農業資材を野焼き、放置、埋め立てしていない。		
11.3.2	重要	廃棄物の減量・分別・リサイクルを行っている	農場から出る廃棄物について、下記の項目について取り組んでいる。 ① 廃棄物の減量 ② 決められた場所に分別して保管 ③ リサイクルの努力をしている		
11.3.3	必須	農薬の空容器を適切に保管している	農薬の空容器は下記のことを守って保管している。 ① 空容器の処理と保管はラベルの指示に従う。 ② 容器内の農薬は使い切っている。 ③ 液状の農薬の場合は、農薬散布の準備の際に空容器を水で3回以上すすぐ。すすいだ水は散布機のタンクに希釈用の水の一部として戻す。 ④ 空容器は他の目的に使用しない。 ⑤ 人間、動物、農産物や包装資材と接触しないよう、環境を汚染しないように安全に保管している。		
11.3.4	必須	農薬の空容器を適切に処理している	農薬の空容器は下記のことを守って処理している。 ① 地方公共団体の指導に従って処理している。 ② 地方公共団体、農協に回収・処理サービスがあれば、それを利用する。 ③ 回収・処理の実績（産業廃棄物管理票（マニフェスト）、廃棄物処理の委任状等）がある。 ④ 紙の空容器は事業系一般廃棄物として処理している。		
11.3.5	努力	被覆肥料による環境汚染を低減している	被覆肥料を使用する場合は、農地に残留する被膜による環境汚染を防ぐ対策をとっている。		例えば下記の対策をとっている。 崩壊性のコーティング肥料を使用している。 コーティング材のからを集め、捨てる工夫をしている。

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
12.環境を豊かにする取り組み					
12.1 地球温暖化防止のためのエネルギーの節約、物質循環					
12.1.1	努力	エネルギー使用量を把握している	電気、ガス、重油等のエネルギー使用量を把握し、エネルギーの節約に役立てている。		
12.1.2	重要	省エネルギーの努力をしている	機械や施設で使用しているエネルギーを一覧表に書き出し、機械や施設ごとの省エネルギーの工夫を明確にしている。化石燃料の使用を最小限にとどめる工夫をしている。		例えば、下記の方法がある。 作業工程を見直し、作業効率を上げる。省エネタイプの乾燥機を使用するなどエネルギー効率の高い機械・施設を選択する。できるだけ低い水分で収穫して乾燥時間を短縮する。適切な温度管理をする。機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修をしている。不要な照明は消灯する。
12.1.3	努力	温暖化対策をとっている（その1）	水田におけるメタンガス発生を抑制するための対策をとっている。		例えば下記の対策をとっている。 ①稲わらは堆肥化後に水田還元している。 ②無代かき栽培をしている。 ③幼穂形成期前の中干処理をしている。 ④幼穂形成期前および出穂後の間断潅漑をしている。 ⑤暗渠排水・心破等の処理による透水性の改善をしている。 ⑥含鉄資材の施用等により土壌の酸化容量を高めている。
12.1.4	努力	温暖化対策をとっている（その2）	畑作における亜酸化窒素発生を抑制するための対策をとっている。		例えば下記の方法がある。 ①硝酸化抑制剤入り肥料を使用している。 ②局所施肥、追肥型の施肥体系にしている。
12.1.5	努力	温暖化対策をとっている（その3）	土壌への炭素貯留に取り組んでいる		例えば、土壌中に有機物をできるだけ施用している。施用量は管理点12.1.3、12.1.4を参考にしている。
12.1.6	努力	農業の物質循環機能を活かしている	自分の農業活動における物質循環に取り組んでいる。		例えば下記に取り組んでいる。 ①地域循環 ②耕蓄連携 ③食品リサイクル

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
12.2 景観の保全への取り組みと生物多様性への配慮					
12.2.1	必須	一次的自然の保護を行っている	自然保護地域では、規制に従って圃場を開発している。		自然保護地域とは、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園、鳥獣の特別保護区、生息地等保護区、ラムサール条約登録湿地、世界自然遺産を指す。
12.2.2	重要	生物多様性を助長している	①農場と農場周辺に生息する動植物を把握し、生物リストを作成している。野生動植物と自分の農業活動の関係を認識し、景観保全や生物多様性の助長に役立てている。やり過ぎない範囲で鳥獣被害対策をしている。 ②環境保全に関する取り組みに参加している。		②の例として下記の方法がある。 水田の生き物調査。ビオトープの設置。希少な在来品種の系統保存。冬期湛水による生物多様性の助長。
12.2.3	努力	地域の環境保全上の問題点について情報把握に努めている	自分の市町村やその周辺において問題となっている環境問題についての情報収集を行っている。		例えば、地下水、河川、湖沼などの水質汚染、大気汚染、土壌汚染、野生鳥獣害、希少生物保護などがある。
12.2.4	努力	地域の環境保全上の問題点を踏まえて、必要と考えられる配慮を行っている	地域全体で行うことが望ましい環境保全対策について、下記の対策をとっている。 ①自分の農場内で問題点を悪化させない配慮を行っている。 ②地域への働きかけを積極的に行っている。		
D 労働安全と福祉					
13. 作業者の安全					
13.1 事故の防止					
13.1.1	必須	労働安全の責任者がいる	① 労働安全の責任者が特定されている。(管理点1.2.1参照) ② 労働安全の責任者は、農場内の労働安全について管理の責任を負っている。 ③ 労働安全の責任者は、労働安全に関するメーカー、販売店、行政機関、農協等が開催する講習を受けたことが分かる資料がある。もしくは、普及指導センターや農協、農業機械士の助言を受けている。		
13.1.2	必須	農作業における危険箇所を書き出している	農場内で考えられる危険な作業・危険な場所についての一覧表がある。一覧表は、作業内容・作業場所・機械の観点から作成されている。作成にあたっては過去の事故・怪我・ヒヤリハット等を活用している。 作業内容・作業場所・機械に変更があった場合には、危険な作業・危険な場所の一覧表を修正している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
13.1.3	重要	事故の防止対策を立てている	管理点13.1.2の危険な作業・危険な場所の一覧表に基づき、事故を防ぐための対策、ルール、作業手順が文書化もしくは表示されている。 作業内容・作業場所・機械の変更があった場合は対策の再検討を行っている。 対策の設定にあたっては、農林水産省『農作業安全のための指針』や独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター（生研センター）『農作業現場改善チェックリスト』を活用している。		例えば、大規模乾燥調製貯蔵施設（カントリーエレベーター等）の運営では、施設の管理者とオペレータとの責任分担を明確化している。
13.1.4	重要	危険な作業は作業者を制限している	管理点13.1.2で特定した危険な作業を実施する作業者は下記の条件を満たしている。 ① 安全のための充分な訓練を受けたことが記録で分かる。 ② 酒気帯び者、薬剤服用者、病人、妊婦、年少者、必要な資格を取得していない者、ではない。 ③ 高齢者の加齢に伴う心身機能の変化をふまえた作業分担の配慮をしている。 ④ 安全を確保するための適切な服装・装備を着用している。		④の例として次のような方法がある、安全靴・保護メガネ・すね当て等を着用して刈払い作業を行う。
13.1.5	重要	事故の防止対策を作業者に周知徹底している	① 管理点13.1.3で定めた事故を防止するための対策、ルール、作業手順を作業者全員に周知し、実行させている。 ② 危険性のある作業内容・作業場所・機械については、作業者の目に付くような危険表示をしている。 ③ 点検作業等はマニュアル化し、経験則ではなく誰でも分かるようにしておく。 ④ 作業者の間でヒヤリハットの情報共有をしている。 ⑤ 機械類の誤操作を防ぐ対策をとっている。		⑤の例として、次のような方法がある。カバーを付ける、操作法を掲示する。
13.1.6	必須	労働安全衛生に関する作業の資格を持っている	法規制で要求されている場合には、労働安全衛生に関係する作業の公的資格の保有、または講習を修了した者がいることを証明できる。		例えば、下記のような免許・講習がある。 大型特殊免許、危険物取扱者、フォークリフト運転技能講習、はい作業主任者、ボイラー取扱技能講習、玉掛技能講習、刈払機取扱作業者安全衛生教育
13.1.7	重要	安全な農業機械を使用している	① 新しく購入する農業機械は、型式検査合格証票や安全鑑定証票の有無を確認している。 ② トラクター等乗用型機械は転倒事故防止の対策をとっている。 ③ 農業機械の取扱説明書は、内容を理解し、すぐに取り出せるところに保管している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
13.1.8	必須	適切に燃料を保管管理している(その1)	① 燃料のそばで火気を使用しない。 ② 危険物は危険物表示を行い、消防法及び地方公共団体の火災予防条例に定める指定数量に関する取り決めを遵守して保管している。 ③ 適切に消火設備を配置している。		
13.1.9	重要	適切に燃料を保管管理している(その2)	① 燃料タンク・容器及び配管からの燃料漏れがない。 ② 内容物に適した容器を用いている。例えば、ガソリンは金属製の容器に入れている。		
13.1.10	努力	適切に燃料を保管管理している(その3)	① 使用しないときはバルブをしっかり閉めている。 ② 燃料タンク・ポリタンク等の転倒防止対策を講じている。 ③ 危険表示を行っている。		
13.1.11	必須	保護衣・保護具を着用している	農薬使用にあたり、作業者は農薬のラベルの指示に従って適切な保護衣及び保護具(防護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、ゴム長靴)を着用している。		
13.1.12	重要	保護衣・保護具を洗浄している	① 保護衣を着用後に毎回洗浄している。 ② 再利用する保護具を使用後、毎回洗浄している。 ③ 保護衣は着用後に他の服とは分けて洗浄しており、手袋は外す前に洗っている。 ④ 破れたり痛んだりした保護衣や、マスクの汚れたフィルターは新しく替えている。		
13.1.13	必須	保護衣・保護具を適切に保管している	保護衣と保護具(防護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、ゴム長靴)を農薬および農産物と接触しないように保管している。また、換気のよい場所に保管している。		
13.1.14	重要	訪問者に対する注意喚起をしている	下記に関して、訪問者も守るべき農場のルールを訪問者に伝え、注意を喚起している。 ① 管理点13.1.3で定めた事故防止 ② 食の安全 ③ 環境への配慮		
13.2 事故発生時の対処					
13.2.1	重要	事故の対応手順を周知している	労働事故発生時の対処手順や連絡先(労働安全の責任者、病院・警察・消防署)、非常口・消火器の場所、水道・電気・ガスの緊急停止方法が定められており、作業者全員に周知されている。		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
13.2.2	重要	緊急事態の準備をしている	労働事故発生時に清潔な水および救急箱がすぐに使えるようになっている。		
13.2.3	重要	応急処置ができる人がいる	農場内に少なくとも一人、応急処置訓練を受けた作業者がいる。		
13.3 保険の加入					
13.3.1	必須	労災保険に加入している（その1）	常時雇用の従業員がいる場合、労災保険に加入している。（常時雇用の従業員が5名未満の個人事業を除く）		
13.3.2	努力	労災保険に加入している（その2）	① 常時雇用の従業員が5名未満の個人事業であっても、労災保険に加入している。 ② 従業員以外の農場主や家族従事者が、労災保険に特別加入している。		
13.3.3	努力	任意保険に加入している	① 必要に応じて傷害共済等の任意保険に加入している。 ② 農耕作業用の大型特殊自動車及び小型特殊自動車の任意保険に加入している。		
14. 従業員の福祉					
14.1	重要	福祉の責任者がいる	従業員の福祉が国や地方の規定に適合していることを保証する責任者が特定されている。		
14.2	努力	福祉の向上を継続的に取り組んでいる	責任者は従業員の福祉について取り組むべき点を認識しており、その改善のために継続的に努力している。		
14.3	重要	作業者の労働条件は法律に適合している	法的に定められた最低賃金を守っている。		
14.4	重要	従業員を公平に扱っている	作業者は、人種、性別、身体障害などを理由に不当な差別を受けていない。		
14.5	努力	労働条件に関する話合いを定期的に行っている	従業員と管理者の間で年1回以上労働条件に関する話合いを持ち、その内容を記録している。		
14.6	重要	従業員用住居は最低限の設備が整っている	従業員用住居は、水道、トイレ、電気などの基本的な設備が整っている。		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
E 精米専用項目					
E1.3 外部委託管理					
E1.3.3	必須	外部委託先とJGAP遵守を合意している	精米工程を外部委託する場合には、委託される作業が該当する『JGAP 農場用 管理点と適合基準』の項目に従うことの合意を外部委託先から得ており、文書で確認できる。		
E1.3.4	必須	外部委託先の精米工程が適切であることを確認している	外部委託先が精米工程について適切に管理していることを委託する生産者が確認している。精米工程の外部委託先がJGAP、GLOBALGAP、ISO22000、その他日本GAP協会の認める食品安全と食品偽装を防止する第三者認証制度のいずれかの認証を受けていることを確認するのでもよい。		
E 3.2 商品のトレーサビリティ					
E 3.2.11	必須	出荷した精米と精米加工情報とのつながりを確保している	① 精米の出荷について下記の内容を記録している。 1) 商品名 2) 出荷日 3) 出荷先（搬出先）名称 4) 出荷先（搬出先）住所 5) 出荷数量 6) 用途（用途限定米穀であると確定している場合） 7) 精米ロット（精米日、品種、ロット番号等） ② 出荷した精米の加工記録を特定できる。		
E 3.2.12	必須	精米と玄米のつながりを確保している	①精米ロットの単位を決め、下記の内容を記録している。 1)精米ロット（精米日、品種、ロット番号等） 2)精米日（包装日） 3)精米数量（内容量ごとの包装数） 4)使用した玄米の調製ロット（調製年月日、品種、ロット番号等） ②使用した玄米の調製記録を特定できる。		精米ロットには、例えば精米日単位、調製ロット単位、品種単位、出荷先単位などがある。

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
E 3.2.13	必須	JGAP認証の精米の識別管理をしている	① JGAP認証農場で生産された精米と、そうでない精米がある場合、現場で識別管理ができており、記録からも確認できる。 ② JGAP認証の精米は、自分の農場で生産された玄米のみを原料として製造されていることを証明できる。		例えば下記のような方法がある。 JGAP認証農場で生産された精米でない精米の製造後に、JGAP認証農場で生産された精米を製造する場合には、確実に設備機械の稼働状況の把握及び設備機械の清掃を実施していて、そのことが記録で分かる。
E 3.2.14	必須	JGAP認証の精米の妥当性を確認している	JGAP認証農場で生産された農産物（精米）として販売された精米の販売量が妥当であることを証明できる。		
E 3.3商品管理					
E 3.3.10	必須	商品の仕様が定められている	商品の仕様書がある。仕様書には、少なくとも下記の項目が明確になっている。 ①名称 ②産地、品種、産年　もしくは産地及び使用割合 ③内容量 ④精米年月日 ⑤販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号 ⑥強調表示の有無及び内容（品種、栽培方法、栄養等）		
E 3.3.11	必須	仕様書に基づく商品の表示を行っている	出荷する精米は仕様書と「玄米及び精米品質表示基準」に基づいた表示がされているか確認している。		
E 3.3.12	必須	仕様書に基づく商品の検査を行っている	① 仕様書に基づき以下の検査を実施して検査結果を記録している。 1)重量 2)異物混入（金属、ガラス、石）の確認 ②検査方法（検査者、サンプリング、検査機器等）が明確になっている。 ③検査機器を使用する場合、検査機器が正しく作動することを定期的に確認している。 ④はかりは定期検査を受けている。		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
E 3.3.13	重要	検査で不合格となった商品を適切に取り扱っている	①E 3.3.12で実施した検査結果が不合格であった場合、ラインから外し、合格した商品と混ざらないように明確に隔離している。 ②不合格だった商品を再利用する場合には、修正後再検査を実施している。 ③不合格の記録及びその処置（廃棄・再利用等）の記録がとられている。		
E 8.農産物取扱い（精米工程）					
E 8.1精米製造工程に関する管理（玄米の保管・持出し～精米の運送・引渡し）					
E 8.1.1	必須	精米工程の責任者がいる	① 精米工程の責任者が特定されている。（管理点1.2.1参照） ② 精米工程の責任者は、精米の製造工程について管理の責任を負っている。		
E 8.1.2	必須	管理運営基準を把握し実践している	精米工程の責任者は、地域の行政の条例で定める食品衛生に関する管理運営基準を把握し、管理点E8.1.4の検討の参考にしている。 ※参考ページ：精米工程における一般衛生管理のポイント　参照		
E 8.1.3	必須	精米施設の区分け管理（ゾーニング）をしている	精米工程において、玄米の受け入れから精米の袋詰めをおこなう場所を精米エリアとし、他の作業と区分された場所としている。 精米エリアは他の場所と比べ気密性を高め、より高度な異物混入対策をおこなっている。		
E 8.1.4	必須	作業工程を明確にしている	①精米の作業工程を文書化している。文書化した作業工程は、作業内容、作業場所、器具、機械が明確になっている。工程には、玄米・精米の保管（冷蔵含む）、コメの搬送工程及び異物除去工程も含む。 ②最終商品の仕様が異なればそれぞれについて製造工程を明確にしている。 ③外部委託している工程があれば明確にしている。 ④作業工程に変更が生じた場合（機械設備の追加等）には、作業工程の文書を修正している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
E 8.1.5	必須	食品安全の危害要因の特定と検討をしている	①管理点E 8.1.4の作業工程を元に、食品安全に関する危害要因が混入・付着する可能性を検討して特定している。 ②上記①で特定された危害要因の内、特に重点管理すべき危害要因があるか検討を実施している。検討にあたっては、クレーム・異常の発生状況、顧客の使用用途、施設・設備・機械の経年劣化の状況、後工程での除去の程度及びその危害要因が人に与える健康被害の程度を十分に考慮している。 ③管理点E 8.1.4の作業工程の内容に変更が生じた場合には、再検討をしている。 ④上記の①～③の検討結果を文書化している。 ※危害要因には例えば以下があり得る。 a.生物学的危害要因:昆虫、ねずみ族、他の動物等 b.化学的危害要因:カビ毒等の自然毒、農薬・洗剤・油類等の化学物質 c.物理的危害要因:ガラス片・金属片・プラスチック片・石・砂・木片・雑草等異物、放射性物質		
E 8.1.6	必須	農産物の安全を確保する対策・ルール・作業手順を決めている	管理点E 8.1.5の検討を元に、農産物の安全を確保するための対策・ルール・作業手順を各工程ごとに作成して文書化(表示・掲示でも良い)している。対策・ルール・作業手順は、管理点E 8.1.2の管理運営基準を実践する方法と同じであってもよい。		
E 8.1.7	必須	対策・ルール・作業手順を周知し実施している	① 商品管理の責任者が管理点E 8.1.6で定めた対策、ルール、手順を農場の責任者も含む作業者全員に周知・指導している。 ② 作業者が対策、ルール、手順を定められたとおり実施していることを商品管理の責任者が確認している。 ③ E8.1.5で重点管理する危害要因に特定されたものに対しての対策・ルール・作業手順の実施結果及び、商品管理の責任者による確認を記録している。		
E 8.1.8	必須	異物除去をおこなっている	①除鉄、石抜き、ガラス選別の装置を最終包装工程の前までに設置している。 ②それら装置の保全を定期的に実施しており、記録から確認できる。		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
E 8.1.9	努力	ぬか玉対策を行っている	商品へのぬか玉の混入を防ぐ対策を実施している。		例えば下記の対策を実行している。 ①ぬか玉のたまりやすい場所の把握 ②定期的な清掃 ③出荷しないものを先にラインに通す。 ③ぬか玉を取り除く機械の導入
F 麦専用項目					
F 7.10	必須	そばの混入防止対策をとっている	そばの後作に麦を作付ていない。		
F 7.11	必須	DON、NIV汚染低減対策を実施している	DON、NIV汚染の低減対策を実施している		例えば下記の対策を実行している。 ①抵抗性品種の選択 ②生育状況の把握 ③適期での防除 ④適切な農薬の選択 ⑤適期での収穫 ⑥作物残渣の適切な処理 ⑦適切な乾燥調製の実施 ⑧カビ毒検査の実施
H 遺伝子組み換え専用項目					
H 4.3.6	必須	遺伝子組換え作物の栽培は生産国の法律に従っている	遺伝子組換え作物の栽培は、下記の項目に従っている。 ① 栽培する国、地域の行政の指導に従って栽培している。 ② 栽培する国で許可された品種である。 ③ 栽培記録において、遺伝子組換えであることを明記している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	コメント	備考
H 4.3.7	必須	遺伝子組換え作物の販売は取引する国の法律に従っている	遺伝子組換え作物の販売は、下記の項目に従っている。 ① 取引する国、地域の行政の指導に従って販売している。 ② 取引する国で販売が許可された品種である。 ③ 取引する国の遺伝子組換え農産物に関する表示義務に従う。法律や規制が存在していない場合は、少なくとも作物の名称、原産地（都道府県）、「遺伝子組換え」もしくは「遺伝子組み換え、不分別」のいずれかを表示する。		
H 4.3.8	必須	遺伝子組換え作物（種苗含む）は他の非遺伝子組換え作物（種苗含む）と明確に区別して保管している	遺伝子組換え作物の種苗と出荷前農産物は他の非遺伝子組換え作物と明確に区別して保管している。		

参考ページ：精米工程における一般衛生管理のポイント

食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に基づき、日本GAP協会として精米工程で考慮すべき一般衛生管理・異物対策事項の事例を以下に示します。

1.精米エリアの内部に関する管理	
ゾーニング	①農薬・家庭用殺虫剤・肥料・農機具を精米エリア内に置いていない。 ②各工程ごとに場所の区分け（エリア分け）がされている。 ③資材の定位置管理がされており、不要なものが置かれていない。
設備管理	①窓ガラスや壁材･床材の割れによる異物混入防止の対策をとっている。 ②雨漏りがない。また、天井材の剥がれ、落下による異物混入防止の対策をとっている。 ③アスベストが使用されているか確認し、使用されていた場合には対策を取っている。 ④床、壁、天井、柱、梁等の構造物の破損、剥離、錆、その他劣化による異物混入を防止する対策をとっている。
一般衛生管理・異物対策	①古い米ぬかを定期的に除去している。 ②コンベア等の製造ラインが床より下にある場合は、床からの異物混入防止対策をとっている。 ③照明が割れて飛散する可能性がある場合は、飛散を防止する対策をとっている。 ④内部排水溝は衛生的に管理されている。
2.精米エリアの外縁に関する管理	
ゾーニング	①除草剤・防虫剤・その他の化学物質を使用する場合には、精米エリア内へのドリフト及びコメへの汚染を防止している。 ②精米エリアの加工エリア及びその周辺に、家畜やペットを持込んでいない。 ③掃除後の砕米、米ぬか、もみ殻等の廃棄物置き場が衛生的に管理されている。 ④喫煙場所・禁煙場所が明確になっている。

設備管理	①周辺の農場からの農薬散布で、精米エリア内に農薬がドリフトし、残留が心配される場合には、防御対策をとっている。
一般衛生管理・異物対策	①昆虫の発生源（水たまり等）を絶っている。 ②廃棄物・異物の散乱を防いでいる。 ③薬物・汚染物を放置していない。
3.入場口及び作業者・入場者に関する管理	
ゾーニング	①外履きと内履きのエリア分けが明確になっている。
一般衛生管理・異物対策	①手洗い設備が設置されており、流水・液体石鹸・清潔な手拭き（ペーパータオル等）・消毒が利用可能である。 ②手洗い手順が表示されていて、その手順に従って手洗いを実施して入場している。手洗いは、精米に触れる作業をする場合には必ず実施している。 ③衛生的で、異物混入の防止できる服装・帽子・内履きで入場している。 ④手指に化膿を伴う外傷を負っている者は、精米にふれる業務には従事させないようにしている。 ⑤毛髪等、着衣由来の異物混入を防止する対策を取っている。（例えば粘着ローラー掛け等） ⑥作業に必要ない私物の持込・着用をしていない。備え付けの備品を使用している。 ⑦設備修理業者、見学者等の外来者に対しても、上記の管理を遵守させて入場させている。
4.トイレ、休憩室、事務所に関する管理	
ゾーニング	①トイレは精米エリアから隔離された場所に設置されている。 ②トイレの履物は精米エリアの履物とは区別して履き替えている。

一般衛生管理・異物対策	①トイレには手洗い設備が設置されており、流水・液体石鹸・清潔な手拭き（ペーパータオル等）・消毒が利用できる。 ②手洗い手順が表示されていて、用便後は、その手順に従って手洗いを実施している。 ③トイレは清掃、消毒が実施され、清潔に維持されている。 ④飲食及び喫煙をする場所は、精米の製造ラインに衛生的な影響を及ぼさない場所である。 ⑤飲食及び喫煙をする場所には、ゴミ箱、灰皿が用意されており、衛生的に保管・処理されている。 ⑥生ゴミ・汚物は、定期的に処理している。
5.清掃・洗浄・点検・修理、及び廃棄物に関する管理	
ゾーニング	①掃除用具は、精米エリアを掃除する道具とそうでないものを区別している。 ②掃除用具・工具・部品等の備品の保管場所が決まっている。使用時以外は、所定の保管場所に戻されている。 ③油類、塗料、薬剤等の化学物質の保管場所を決めて保管している。使用時以外は、所定の保管場所に戻されている。
設備管理	①構造物・機械設備・運搬用の車両の破損、塗料の剥離、錆、ネジ・部品等の緩み、油類の漏洩、その他劣化による異物混入・汚染を防止するように、定期的な点検・修理を実施している。 ②掃除用具・ヘラ・工具・部品・箕等の備品自体の破損、劣化による異物混入・汚染の防止対策を実施している。 ③掃除道具は、床から離して埃だまりを発生させないように管理している。 ④精米が触れる製造ライン上の部品に注油する場合には、食品工場専用の油を使用している。 ⑤精米エリアの機械の整備記録を残している。
一般衛生管理・異物対策	①上記の清掃・洗浄・点検のルールは文書化されており、実施責任者、実施時期、実施内容が明確になっている。 ②工場外縁、工場内部、設備機械及び運搬車両を定期的に清掃及び/または洗浄している。 ③修理や掃除・洗浄で発生した廃棄物は、確実に撤去して廃棄物保管容器に廃棄している。 ④廃棄物保管容器は、誤って製品と混ざらないように識別して保管している。 ⑤砕米、米ぬか、もみ殻は、不衛生な状態で精米エリア内に放置されていない。 ⑥機械設備の点検・修理業者等、外部の関係者にも上記の該当部分を周知し、遵守させている。

6.包装資材等に関する管理	
ゾーニング	①ダンボール、梱包資材等の保管場所を決めて保管している。使用時以外は、精米エリアに放置されることなく、所定の保管場所に戻されている。
一般衛生管理・異物対策	①ダンボール、梱包資材等は、床に直置きされていない。
7.異物除去に関する管理	
一般衛生管理・異物対策	①商品の梱包・包装前に除鉄装置を設置している。 ②除鉄装置は定期的に保全されている。
8.ねずみ族、昆虫及び鳥獣類の進入防止・発生防止	
一般衛生管理・異物対策	①入出荷口・窓・ドア・給排気口・廃水口等、精米エリア外部からのねずみ族、昆虫及び鳥獣類の進入を防止する対策を取っている。例えば、穴や隙間を塞ぐ、開放厳禁の措置、網戸・ネット・トラップの設置、光の管理等がある。但し、忌避材を使用する場合には、食品衛生に影響のない方法で実施する。 ②ねずみ族、昆虫及び鳥獣類の棲家・繁殖場所となる可能性のある場所は清潔な状態にしている。特に飲食をする場所、及び茶埃の堆積しやすい場所の管理に注意を払っている。 ③ねずみ族、昆虫の発生しやすい場所を選定して、粘着性捕獲器等をセットしている。 ④設置状況と捕獲状況について年2回以上記録して保管している。 ⑤捕獲状況から対策の見直しが必要な場合には実施している。 ⑥駆除が必要な場合には、食品衛生に影響のない方法で駆除を行っている（殺鼠剤等の薬剤を使用する場合には保健所に相談する）。

関連法令と参考文献一覧

・食料・農業・農村基本法
・食品安全基本法
・食品衛生法
・厚生労働省医薬食品安全部長通知：
食品衛生法第1条の3第2項の食品事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）
・厚生労働省医薬食品安全部監視安全課長通知：
食品衛生法第1条の3第2項の食品事業者の記録の作成及び保存に係る指針（カイドライン）の留意事項について

・食品事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）
・農業の現場における知的財産取扱指針
・地力増進基本法
・地力増進基本指針
・環境と調和のとれた農業生産規範
・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範
・農林水産省ウェブサイト「野菜の衛生管理について」
・種苗法
・肥料取締法
・農薬取締法
・農薬適正使用の指導に当っての留意事項について
・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令
・農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について
・住宅地における農薬使用について
・毒物及び劇物取締法
・消防法
・農薬危害防止運動の実施について（通知）
・無登録農薬と疑われる肥料にかかる指導の徹底について
・総合的害虫・雑草管理（IPM）実践指針
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
・環境大臣が掌握する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件
・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
・悪臭防止法

・農業技術の基本指針
・農作業安全のための指針について
・危険物の規制に関する政令
・火災予防条例（例）
・出入国管理及び難民認定法
・労働基準法

・労働安全衛生法
・労働者災害補償法施行規則
・厚生労働省告示：
・労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める機械の種類を定める告示
・厚生労働省告示：
失業保険法及び労働災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第17条の規定に基づく厚生労働大臣が定める事業
・生鮮食品品質基準
・農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン

・日本生活協同組合連合会　穀物版・適正農業規範　＊＊＊年版
・日本施設園芸協会　生鮮野菜衛生管理ガイド
・社団法人日本植物防疫協会編　地上防除ドリフト対策マニュアル

・GROBALGAP Control Point and Compliance Criteria
Integrated Farm Assurance Ver.3.0

・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律
・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律
・計量法
・小麦のデオキシニバレノールに係る暫定的な基準値の設定について

・玄米及び精米品質表示基準（JAS法）
・アレルギー物質を含む食品に関する表示